

2008年8月18日

文部科学大臣 鈴木 恒夫 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 北野 庄次

2009年度教育予算概算要求に関する要求書

「構造改革」の政治は貧困と格差をひろげ、大きな社会問題を生みだしています。今年4月には入学金など学校納付金の未納により、千葉県、長崎県の公立高校で入学式に出席させないという事態が起こり、マスコミでも大きく報道され教育費負担への国民の関心が高まりました。憲法26条には教育を受ける権利が定められています。期待に胸を膨らませて校門をくぐる記念すべき日に、入学式に参加させないという事態は、教育的配慮に欠けると言わざるを得ません。入学金・授業料未納の背景には、貧困と格差の拡大が高校生の修学を脅かしている実態があることを厳しく指摘するものです。

経済的な理由で、全日制をあきらめて定時制に通いながら家計を支えている生徒も少なくありません。高校進学率が97.7%に達している現在、「お金の心配なく子どもに教育を受けさせたい」という願いは国民の切実な要求です。いまこそ、文部科学省は中等教育、高等教育の漸進的無償化へ歩みだすべきであり、そのための教育予算をふやすべきです。そのことによって、GDPにしめる公的教育支出の割合はOECD30カ国中30位（OECD：2005年調査）、中等・高等教育の無償化にのりだしていないのは条約の締約国157カ国のうちで日本を含め3カ国のみ（2008年3月現在）という国際的に大きく立ち遅れた現状を挽回することができます。国連社会権委員会が、中等教育・高等教育の漸進的無償化の検討をはじめよう勧告していることに応えることにもなります。

以上をふまえ、貴職におかれては、憲法第26条（教育を受ける権利）をはじめとする諸条項をふまえて教育の充実のために力をつくし、2009年度教育予算概算要求に当たっては下記の高校・障害児学校教育に関する要求を盛り込むよう、強く要求します。

記

一、憲法と子どもの権利条約にのっとり、教育政策の充実をはかること。

- (1) 教育予算を増額すること。
- (2) 高等学校の学習指導要領改訂にあたっては、憲法に立脚し国家の教育への介入はおこなわないこと。
- (3) 様々な矛盾を抱え制度的に破綻をきたしている教員免許更新制は撤回されるべきであり、2009年4月からの拙速な実施をせず、凍結すること。

二、貧困と格差がひろがるもて、子どもと教育を守り、生徒の学ぶ権利や進路を保障するために、以下の施策を講じること。

- (1) 子どもたちに学ぶ権利を保障する施策を拡充すること。

- ① 国連社会権委員会の勧告に真摯に応え、中等・高等教育における「無償化の漸進的な導入」をめざす国際人権規約A第13条2項（b）・（c）の条項の批准と、その具体化に向けた計画を策定すること。
 - ② 授業料の地方交付税算定基準額を下げ、入学金を含む高校授業料を計画的に減額していくこと。
 - ③ 経済的理由で退学していく高校生を出さないように、授業料減免制度を拡充すること。当面、年収500万円以下の世帯に対して授業料を免除するための財政措置を講じること。
 - ④ 授業料滞納家庭に対する緊急の財政出動を含む公的措置を講じること。
 - ⑤ 授業料滞納者に対しては、停学や退学などの行政的措置ではなく、教育的見地から対応するよう指導すること。
- (2) 機械的、「経済効率」優先の一方的な高校の統廃合や学級数の削減をおこなわないこと。
 - (3) 実習費を含め種々の学校納付金など本来公費で負担すべきものを予算措置し、父母負担を軽減すること。一部でおこなわれている冷房費の父母負担は直ちにやめるよう必要な措置を講じること。
 - (4) 経済的困難による修学困難な生徒の修学を保障するために、授業料減免枠の拡大、減免基準の緩和・学習成績基準の撤廃など、就・修学援助措置を拡充すること。
 - (5) 教育の機会均等・学習権保障の立場に立ち、奨学金制度を拡充すること。
 - ① 都道府県に移管された奨学金事業について、これまでの奨学金制度の理念や役割を維持・拡充するために国の財政措置を充実・増額すること。さらに、給与奨学金制度を確立すること。
 - ② 失業・倒産、災害などにより家計が急変した高校・障害児学校生徒に対する緊急採用奨学金制度を、全都道府県で確実に実施し、採用枠の拡大、手続きの簡素化など制度の改善をはかること。
 - ③ 大学等予約奨学金制度について、全都道府県で確実に実施し、採用枠の拡大、手続きの簡素化など制度の改善をはかること。
 - ④ 企業などの「奨学金」制度について、学業保障を妨げる労働義務や返還契約などに関する指導監督を強化すること。
 - (6) 高校統廃合等による保護者負担を軽減するため、遠距離通学生徒に対する補助（地方交付税等）をおこなうこと。
 - (7) 教育費を所得から控除する「教育減税」制度を創設すること。
 - (8) 定時制・通信制生徒に対する教科書給与・夜食費補助等の国庫補助制度を復活すること。
 - (9) 希望するすべての高校生に就職を保障するために、学卒者の雇用拡大に向けた財政措置を講じること。また、厚生労働省などと連携をつよめ、担当者を増員するなどして求人開拓や未内定者の指導などの体制を強化すること。
 - ① 文部科学省として、担当の係の設置、就職担当加配教員の新設など、体制を強化すること。
 - ② 求人開拓や未内定者の指導などについて、厚生労働省などとの連携を強化すること。
 - ③ キャリア教育の内容・実施方法などについて、教職員の声を反映すること。
 - ④ 文部科学・厚生労働省通知をも無視する自衛隊の高校への求人活動をやめるよう、関係各省へ強く申し入れること。

三、子どもたちにゆきとどいた教育が保障できるように、教職員が子どもと向き合える時間を確保するなど、教職員の定数増や勤務労働条件の改善をはかること。

- (1) 「高校7次（義務制第8次）教職員定数改善計画」を直ちに策定し、2009年度から実施すること。その際、総額裁量制、「定数崩し」など臨時教職員を増やす施策は中止し、また高校・障害児学校の教職員定数の算定は、学級数を基礎とする方式に戻すこと。
 - ① 学級編製の標準については、高校全日制普通科30人以下、職業科25人以下、定時制20人以下とすること。障害児学校は普通学級と専攻科6人、重度・重複学級3人とすること。また、寄宿舎舎室定数は小中が男女別4人、高等部が男女別2人とすること。
 - ② 障害児学校の学級編成を学年単位で認定すること。
 - ③ 教員の週あたり持ち時間数（LHRを含む）については、勤務時間内に授業準備と評価の時間を保障するために、全日制12時間以内（当面15時間以内）・定時制10時間以内・障害児学校12時間以内を基準とすること。
 - ④ ゆきとどいた教育を保障するために、教職員が安心して出張、各種休暇、通院などができるように、8割の出勤率を基礎にした定数保障をおこなうこと。
- (2) 教職員配置については、以下の改善をはかること。
 - ① ゆきとどいた教育の実現、教職員の多忙化解消のために、教職員を増やし、新採用教員の採用拡大をはかること。
 - ② 芸術科などにおける教諭等の複数校兼務を解消すること。当面、兼務にとまなう負担の軽減をはかること。
 - ③ 免許外担当教科の完全解消、教育「困難校」・大規模校などへの教職員定数増を充実すること。また、「児童生徒支援加配」の実質的な同和加配への流用をやめさせること。
 - ④ 教頭の複数配置を廃止すること。また、副校長、主幹教諭、指導教諭などの配置をおしつけないこと。
 - ⑤ 「再任用制度」については、再任用者は教職員定数の枠外とし、「希望者全員」の再任用を担保すること。
 - ⑥ 定時制、通信制、分校を含むすべての高校・障害児学校に養護教諭、事務職員、学校図書館職員、現業職員等を配置すること。
 - ⑦ 通常学級に在籍している「特別ニーズ」をもつ子どもたちの特別な教育のために教職員をあらたに配置すること。
 - ⑧ 「特別ニーズ」のコーディネーターの配置基準を満たすこと。
 - ⑨ 12学級以上の学校および教育「困難校」など現場の要求にもとづき、養護教諭を複数配置すること。当面、新基準による養護教諭の複数配置を早期に完結させること。
 - ⑩ パソコン導入などを理由とした事務職員削減をやめ、定数を増やすこと。
 - ⑪ 学校図書館教育充実のために当面、専任・専門・正規の学校図書館職員を全校に配置すること。また、現職者の身分と勤務を保障するよう予算措置をおこなうとともに、学校図書館予算を増額し蔵書や施設などの拡充をはかること。
 - ⑫ 「実習助手」の制度改革（教諭一元化）をおこない、その定数は教諭定数に包括すること。また、家庭科実習や理科実験等が複数体制でおこなえるように教諭配置基準を改善すること。当面、「実習助手」の本務外配置や兼務を解消すること。また、職業学科から総合学科に改編した場合、「実習助手」の定数削減につながらない措置を講じること。
 - ⑬ 「寄宿舎指導員」の定数増とともに、「寄宿舎教諭」への制度改革をはかること。
 - ⑭ 現業部門の民間委託をおこなわず、退職者の補充をはかること。また、地方交付税交

付金の削減をおこなわず、積算単価を引き上げ、積算単価どおり配置するよう指導すること。技術職員、給食調理員等を含め現業職員を学校教育法・高校および障害児学校標準法に位置づけること。

⑮ ALTの配置基準を明確にし、その教育的力量の向上（日本語が話せる等）をはかること。また、教員としての身分保障と、待遇の適正をはかるとともに、言語、住居など日常生活にかかわる援助を行政の責任でおこなうこと。

⑯ 日本語以外のことばを母語とする児童・生徒に、母語での教育を保障する手だてを講じること。また、日本語教育の充実、日常生活の指導、援助の充実をはかるため、実態に即した教職員配置をおこなうこと。

(3) 臨時教職員の配置について、以下の改善をはかること。

① 臨時教職員の配置については、以下の施策をおこなうこと。

ア 定数内で配置する教職員は正規採用とすること。

イ 産休・育休、長期研修、病休などの補充にあたっては、年度途中の採用・加配、プール制などの方法により、正規採用の教職員を配置すること。

ウ 定数内臨任や定数崩しによる臨時教職員の増加が、学校と教育にどのような状況をもたらしているか、行政の責任で調査し是正すること。

② やむを得ず臨時教職員を配置する場合には、賃金・権利・勤務条件の改善をはかり、以下の施策を講じること。

ア 正規職員との均等待遇をはかること。

イ 常勤・非常勤を問わず臨時教職員が失業する期間中の生活保障をおこなうこと。

ウ 常勤の臨時教職員に共済組合員資格を与えるよう制度を改善すること。

エ 介護休暇の代替など、常勤・非常勤を問わず臨時教職員が辞令途中で自己都合退職を強要されている実態を改めること。

オ 時間外勤務が常態化している非常勤講師や短時間勤務教員は原則廃止し、常勤化すること。当面、教材研究の時間等を勤務として位置づけること。

③ 正規採用を希望する臨時教職員については正規採用化をすすめること。そのために以下の施策を講じること。

ア 現場での経験を尊重し、正当に評価される採用制度を実現すること。

イ 選考審査基準については、公正・公平な内容・方法を確立すること。当面、選考審査の年齢制限を撤廃すること。また、選考基準・選考問題・選考結果の公開をすすめ、国民に開かれた採用制度を実現すること。

ウ 教員の採用・昇進にかかわる不正事件の実態と原因及び責任の所在を徹底的に解明し、公平・公正な選考・採用・昇進制度を確立すること。

(4) 文部科学省の「勤務時間調査」の結果をふまえ、教職員の深刻な長時間・過密勤務の解消をはかること。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（2006.4.3 文科省通知）を徹底し、「労働時間の適正な把握」など改善をはかること。

(5) 2007年12月6日通知にもとづく「医師による面接指導」のための条件整備をおこなうこと。とくに、産業医の配置がすすむよう、地方交付税の産業医の報酬にかかわる積算単価を引き上げるよう尽力すること。

(6) 教員の人材確保法にのっとり、教員の勤労実態、資格と専門性をふまえて、教員給与の水準の引き下げをおこなわないこと。

(7) 教員の賃金・勤務時間の見直しにあたっては、自主的研修のように時間計測ができない

業務の見合いとして、定率の給与措置を明確にした上で、計測可能な超過勤務に対して、労基法37条にもとづく割増の時間外手当を支給できるよう法的措置をおこなうこと。

- (8) 新たな「職」の設置を強制しないこと。また、「メリハリある給与」を理由とした教職員評価の賃金・処遇へのリンクなど、「成果主義」賃金を導入・拡大しないこと。
- (9) 障害児教育にかかわる給料の調整額を削減しないこと。
- (10) 2008年11月に予定されているILO・ユネスコ共同専門委員会の報告を、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会及び学校に周知徹底するための啓発パンフレットを作成すること。

四、地域間格差および学校間格差のない教育条件の改善に努めること。そのために、不可欠な義務教育費国庫負担制度の維持・拡充に努め、国の負担を2分の1に戻すこと。また、地方交付税交付金を削減せず、積算単価を引き上げるよう関係省庁に働きかけること。そのうえで、以下の教育条件の改善をおこなうこと。

- (1) 「高校標準法」第5条および同施行令第1条などを改正し、全日制18学級、定時制12学級を上限とし下限規制は撤廃すること。また、大規模校や不足教室の解消、危険・老朽校舎の改築などに対する補助制度を復活し、予算を大幅に増やすこと。
- (2) 希望するすべての障害児・障害者にその発達と障害に応じて後期中等教育を保障するために以下の改善をおこなうこと。
 - ① 障害児学校の増設をはかること。マンモス養護学校の実態を国として把握し、改善の手だてをとること。
 - ② 寄宿舎・高校の養護学校分校などの施設・設備の充実、卒業後の進路保障に向けた施策をおこなうこと。また、入院児童・生徒に対する院内学級の保障、障害の重度・重複化に応じた教育条件の改善措置等を講じること。
 - ③ 障害児学校の統廃合をおこなわないこと。
 - ④ 文部科学省が認めてきた寄宿舎の教育的意義をふまえ、寄宿舎の統廃合に歯止めをかけるとともに、寄宿舎設置校を増やすための施策をすすめること。
 - ⑤ 高等部訪問教育の本格実施をおこなうこと。
- (3) 生徒の安全を保障するため、以下の改善をおこなうこと。
 - ① すべての学校施設の総点検を実施し、必要な補強・改修・改築・更新や人的配置をおこなうこと。
 - ② 校舎の耐震化率を上げるため、計画的に財政措置を講じること。
 - ③ 自然災害や原子力・石油基地などの事故、有害新材などの危険・有害物質から子どもたちの安全を守るため、防災対策を講じること。また、災害時の避難所に指定する場合は、条件整備をおこなうこと。
- (4) 学校管理下における災害について、無過失責任制による学校災害補償法の制定をはかること。当面、日本体育・学校健康センターからの給付内容の改善につとめること。障害に対しては、年金的給付が可能となるよう検討すること。また、不審者侵入に備えて「校門等の管理」を実施する場合は、必要な人員を別途確保すること。
- (5) 定時制高校・障害児学校の給食を民間委託せず、自校調理方式による完全給食にし、給食をおこなうすべての学校に栄養職員を配置し、調理員の増員をはかること。
- (6) 水産科・農業科に残っている「実習特別会計」制度を廃止し、必要な経費は一般会計化すること。
- (7) 水産実習船の合同建造については慎重に検討すること。

五 憲法と「子どもの権利条約」の理念と原則をふまえ、希望するすべての子どもに学ぶ権利を保障する高校・障害児教育の実現をはかること。

- (1) 希望するすべての子どもに後期中等教育を保障すること。高校の「多様化」・再編、統廃合のおしつけをおこなわないこと。
- (2) 学習指導要領をおしつけず、学校における教育課程の民主的な論議と自主的な編成を保障すること。とりわけ以下の点について、現場へのおしつけとならないよう、特段の配慮を求める。
 - ① 「日の丸」「君が代」の学校などへのおしつけをやめること。
 - ② 「奉仕活動・体験活動」の強制・評価をおこなわないこと。
 - ③ 道徳教育のおしつけをおこなわないこと。
 - ④ 「ゼロトレランス」をおしつけないこと。
- (3) 障害児の障害の程度や発達段階にみあった就学指導と継続的相談活動をおこなうため、就学指導委員会（修学保障委員会）の全国各市区町村での設置・充実に促進すること。
- (4) ゆたかな教育実践を支える教職員の自主的・自発的研修を重視し保障すること。また、学校と教職員の統制につながる「評価」のおしつけをしないこと。
 - ① 長期休業中など授業に支障のない「勤務場所を離れた研修」を含めて保障し、研修を阻害する「計画書」「報告書」などの提出を強制せず、各学校の自主性を尊重すること。
 - ② 「初任者研修制度」「10年次経験者研修制度」「英語研修」「企業研修」のおしつけをやめること。
- (5) 教員養成大学・学部の縮小・統廃合、軍産学協同を強める大学づくりや大学教員任期制のおしつけをやめ、大学の自治と学問の自由を保障し「国民のための大学」づくりがすすむようにすること。
- (6) 次世代育成支援対策推進法にもとづく教職員の子育て支援のため、各都道府県に勤務状況に対応する事業計画が作成されるよう指導すること。

以 上